

答 申

1 審査会の結論

「社会福祉法人〇〇〇〇（特別養護老人ホーム〇〇〇〇）の特別監査の結果 1. 改善命令に対し改善措置を講じた関係書類 2. 理事会議事録（12/25、12/29 開催分）」について、長崎県知事が、平成19年3月20日付けで行った部分開示決定により不開示とした部分（開示の諾否決定の対象としていなかった文書を含む。）のうち、下記の部分は開示すべきであるが、その他の部分について不開示としたことは妥当である。

<開示すべき部分>

- ・「改善命令についての回答（報告）について」という知事あて送付状のうち、理事長印の印影を除く全ての部分
- ・「寄付者名義変更についての理事の承認文書」のうち、
「名義変更を承認する文言」、「年月日」、「住所欄」、「理事欄」
- ・「寄付金台帳」のうち、
「寄付金台帳」という表記、「領収NO、年月日、変更前、金額、変更後」の表頭の表記、「小計」の表記、「小計」欄の金額の記載
- ・「理事会議事録（12/25、12/29 開催分）」のうち、
「表題」、「日時、場所」、「出席者、欠席者及び理事長挨拶の記載」のうち監事や施設職員名を除く部分、「議長、議事録署名人選出の文言」のうち理事名を除く部分、「協議事項」、「議事録を作成した旨の文言、日付、議長、議事録署名人の署名押印」のうち議長、議事録署名人の署名押印を除く部分、「会議録が原本と相違ないことを証する文言、年月日、当該法人の所在地、名称、理事長の氏名、理事長印の印影」のうち、理事長印の印影を除く部分

2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、平成19年3月8日付けで、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、長崎県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「社会福祉法人〇〇〇〇（特別養護老人ホーム〇〇〇〇）の特別監査の結果 1. 改善命令に対し改善措置を講じた関係書類 2. 理事会議事録（12/25、12/29 開催分）」の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。
- (2) 実施機関は、平成19年3月20日付けで、条例第7条第1号、第2号又は第5号に該当するという理由により、寄附金台帳、返済計画表の

うち個人の印影、理事会議事録に係る部分を不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に対して、その旨を通知した。

(3) 異議申立人は、平成19年5月8日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

なお、平成19年7月17日付けで利害関係を有するとして、1名の者が行政不服審査法第24条第1項の規定により参加し（以下「参加人」という。）、異議申立人に代り意見書の提出を行った。

3 異議申立人及び参加人（以下「異議申立人等」という。）の主張の要旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分により開示しない部分のうち寄附金台帳及び理事会議事録について開示すること。」というものであり、異議申立人等の主張を異議申立書及び意見書により要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 社会福祉法に基づく本件特別監査に関することについては、すでに報道されている。また、当該社会福祉法人の事務が適正に処理されていることを証明するためにも、理事会議事録の公表が必要であり、条例第7条第2号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当しないばかりか、隠すことが正当な利益等を害する。
- (2) 条例第7条第5号については、「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行支障を及ぼすおそれがある情報」とされているが、事務が適正に行われているかどうか証明するためにも、公表の必要がある。
- (3) 理事会（12/25,12/29開催分）において、異議申立人等について、不当な評価がなされていると推測しており、したがって当該理事会の議事録が条例第7条第1号イ及び第2号のただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、その公開を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書及び意見陳述により要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件開示請求に係る公文書について

本件開示請求は、実施機関が社会福祉法第56条第1項により当該社会福祉法人の業務及び財産の状況検査の結果に基づき、その改善を命じたことに対し、当該社会福祉法人において改善措置を講じた関係書類及び改善措置を検討した理事会議事録（12/25,12/29開催分）についてである。

これに対し、実施機関は、当該社会福祉法人から知事あてに提出された「命令書に対する改善措置（報告）」、「返済計画表」、「寄付者名義変更についての理事の承認文書及び寄付金台帳」及び「理事会議事録（12/25,12/29開催分）」を対象となる公文書として特定した。

(2) 寄付金台帳について

寄付金額は、金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与などをした場合におけるその金銭の額若しくは金銭以外の資産の価格等をいい、本人以外は知り得ない内容であり、寄付金台帳は、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報」に該当すると認められる。

(3) 理事会議事録について

理事会議事録に記載される事項は、開催年月日、場所、出席者氏名、議案並びに議案に関する発言者、発言内容及び表決結果等であり、法人の意思決定は、理事会議事録により証明される。

議事の内容は、法人の運営に関する重要事項であり、その中には法人の現状や問題点、改善策等があり、公にすることにより、法人の業務運営に支障を及ぼす内容も含まれており、特に、発言者及び発言内容については、条例第7条第2号アに該当すると認められる。

また、県の指導監査では、法人の運営の適切性を確かめるため、理事会議事録を閲覧したり、その写しの入手などを行うが、開示請求により、理事会議事録が公開されるならば、議事録の閲覧に協力が得にくくなり、あるいは議事録の記載が簡略化されるなど、今後の県の監査において支障を及ぼすため条例第7条第5号に該当する。

5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

(1) 本件公文書について

実施機関は、社会福祉法第56条第1項による検査の結果に基づく改善命令に対し、当該社会福祉法人から知事あてに提出された「命令書に対する改善措置（報告）」、「返済計画表」、「寄付者名義変更についての理事の承認文書及び寄付金台帳」及び「理事会議事録（12/25,12/29 開催分）」を対象となる公文書として特定している。

しかし、本審査会で対象公文書を確認したところ改善命令に対し知事あてに提出された文書には、「改善命令についての回答（報告）について」という知事あての送付状も含まれており、本審査会としては当該文書も一連の文書として、当然、今回の開示請求の対象となる公文書であると判断する。

よって、本件公文書は以下のとおりとなる。

- ①「改善命令についての回答（報告）について」という知事あて送付状
- ②「命令書に対する改善措置（報告）」
- ③「返済計画表」
- ④「寄付者名義変更についての理事の承認文書及び寄付金台帳」
- ⑤「理事会議事録（12/25,12/29 開催分）」

以下、当審査会では、①から⑤のすべての対象公文書について判断する。

(2) 条例の規定について

実施機関が本件処分において不開示の理由としている条例第7条第1号、第2号及び第5号の規定は以下のとおりである。

①条例第7条第1号について

条例第7条第1号本文は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報（以下「個人情報」という。）が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。ただし、同条同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予

定されている情報

- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職名及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、個人情報であっても、開示するものと規定している。

② 条例第7条第2号について

条例第7条第2号本文は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている場合は、次のア、イに掲げるものを除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。

- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、ア、イに掲げるものであっても、開示するものとしている。

③ 条例第7条第5号について

条例第7条第5号は、開示請求に係る公文書に、県などが行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを除き当該公文書を開示しなければならないと規定している。

- (3) 前記(1)の②についてはすべて開示されているため、全部不開示若しくは部分開示された①、③、④、⑤について判断する。

ア ①の「改善命令についての回答(報告)について」という知事あて送付状について

前記(1)で述べたとおり、実施機関は本件開示請求があった時点で、本件公文書についても開示の諾否決定を検討すべきであったが、その検討がなされておらず、事実上不開示となっている。

したがって、本審査会では改めてその開示の可否について検討するも

のである。

本件公文書は、「文書番号」、「施行年月日」、「受信者名」、「法人の所在地、名称」、「発信者名」、「当該社会福祉法人の理事長印の印影」、「表題」、「改善した旨報告する文言」で構成されている。

ここで、問題となるのは、「当該社会福祉法人の理事長印の印影」である。

「当該社会福祉法人の理事長印の印影」は、社会福祉法、組合等登記令などの法令でも登記事項とはなっておらず、公表は予定されていない。

当該印影を、公にすることにより、偽造され、不正な目的のために利用される可能性があることから、当該社会福祉法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号アに該当し、「当該社会福祉法人の理事長印の印影」は不開示とすることが妥当である。

しかし、「文書番号」、「施行年月日」、「受信者名」、「法人の所在地、名称」、「発信者名」、「表題」、「改善した旨報告する文言」は、条例第7条の不開示事由のいずれにも該当せず、開示とすることが妥当である。

イ ③の「返済計画表」について

本件公文書は、「返済計画表という表頭の文字」、「返済金額という印字及び返済金額」、「返済計画表」、「受信者である当該社会福祉法人の理事長名」、「返済を確約する文言」、「送信者である理事の住所、氏名」、「当該理事の個人印の印影」で構成されている。

この返済計画表は、当該社会福祉法人の理事が、一個人として社会福祉法人へ提出したものであり、返済計画表自体が、個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、条例第7条第1号本文に該当し、同条第1号ただし書ア、イ、ウにも該当しないので、不開示とすることが妥当である。

しかし、実施機関は、「当該理事の個人印の印影」を除き、すでに開示済みであるので、結果として「当該理事の個人印の印影」のみを不開示とする。

ウ ④の「寄付者名義変更についての理事の承認文書及び寄付金台帳」について

本件「寄付者名義変更についての理事の承認文書及び寄付金台帳」は、社会福祉法第56条第1項に基づく業務及び財産の状況の検査により、

寄付者の氏名、寄付金額の訂正を求められ、その結果を県に提出したものである。

「寄付者名義変更についての理事の承認文書」は、「名義変更を承認する文言」、「年月日」、「住所欄」、「理事欄」、「理事の署名」、「住所」、「理事の個人印」で構成されている。

当該文書中、「理事の署名」、「住所」、「理事の個人印」については、個人識別情報として条例第7条第1号本文に該当し、同条第1号ただし書ア、イ、ウにも該当しないので、不開示とすることが妥当である。

「名義変更を承認する文言」、「年月日」、「住所欄」、「理事欄」については、条例第7条の不開示事由のいずれにも該当せず、開示すべきである。

次に「寄付金台帳」は、「寄付金台帳」という表記、「領収NO、年月日、変更前、金額、変更後」の表頭の表記、「小計」の表記、「領収NO、年月日、変更前、金額、変更後の欄の各記載」、「小計」欄の件数の記載、「小計」欄の金額の記載で構成されている。

「領収NO、年月日、変更前、金額、変更後の欄の各記載」は、誰が、いつ、どのくらいの金額を当該社会福祉法人へ寄付したかという情報が掲載されており、一体として特定の個人を識別することができる情報と考えられるので、条例第7条第1号本文に該当し、同条同号ただし書のア、イ、ウのいずれにも該当せず、不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報は、当該社会福祉法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより、どのくらいの金額を、いつ、誰から寄付を受けたかが判明し、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

したがって条例第7条第2号アにも該当するので、不開示とすることが妥当である。

さらに、同様の理由から「小計」欄の件数、「小計」欄の金額の記載は、当該社会福祉法人の内部管理に関する情報であり、公表されると当該社会福祉法人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号アに該当し、不開示とすることが妥当である。しかし、「小計」欄の金額の記載については、すでに、実施機関により記者発表され公表済みであるため、公にしても法人の正当な利益を害することもなく、開示することが妥当である。

また、当該文書には、理事の個人印が割印として押印されているが、個人の印影は、それ自体として直接特定の個人を識別することができるものであり条例第7条第1号本文に該当し、ただし書のア、イ、ウのいずれにも該当せず、不開示とすることが妥当である。

しかし、「寄付金台帳」という表記、表頭の「領収NO、年月日、変更前、金額、変更後」の表記、「小計」の表記は、条例第7条各号の不開示事由のいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ ⑤の「理事会議事録（12/25,12/29開催分）」について

本件「理事会議事録（12/25,12/29開催分）」は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づく業務及び財産の状況の検査の結果、改善を求められた事項について、改善措置を議論し決定した際の当該法人の議事録の写しであり、実施機関に提出されたものである。

本件議事録は、次に掲げる内容で、構成されている。

- ア 表題
- イ 日時、場所
- ウ 出席者、欠席者及び理事長挨拶の記載
- エ 議長、議事録署名人選出の文言
- オ 協議事項
- カ 議事
- キ 議事録を作成した旨の文言、日付、議長、議事録署名人の署名押印
- ク 会議録が原本と相違ないことを証する文言、年月日、当該法人の所在地、名称、理事長の氏名、理事長印の印影
- ケ 議事録各ページの理事長印、理事個人印の割印印影、理事長訂正印印影

実施機関は、「議事内容は、法人の運営に関する重要事項であり、法人の現状や問題点、改善策などがあり、公にすることにより法人の業務運営に支障を及ぼす内容が含まれており、法人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号アに該当する」とし、また「議事録が公開されることにより、議事録の閲覧について、今後協力が得にくくなるおそれがあることや議事録が簡略化されるおそれがあることから、県の監査事務の遂行に支障が生ずるおそれがあり条例第7条第5号に該当する」とし、議事録のすべての事項について不開示としている。

しかし、条例は公開を原則としているため、本審査会では、上記各記載項目それぞれ検討を行った。

○「ア 表題」及び「イ 日時、場所」について

これらは、いつどこで開催されたかというにとどまるものであり、公にすることにより、法人の正当な利益や県の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、すべて開示すべきである。

○「ウ 出席者、欠席者及び理事長挨拶の記載」について

このうち、監事や施設職員の氏名は、当該施設に誰が監事であり、誰が施設職員として勤務するかがわかる特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号本文に該当する。また、社会福祉法上、監事や施設職員名は登記事項とされているものでもなく、公開が予定されていないので、同号のただし書のアには該当せず、イ、ウにも該当しない。したがって、監事や施設職員の氏名は不開示とすることが妥当である。

監事や施設職員の氏名以外の部分は、条例第7条の不開示事由のいずれにも該当せず、開示することが妥当である。

○「エ 議長、議事録署名人選出の文言」について

ここには、議長あるいは議事録署名人に選出された理事長や理事の氏名が記載されている。理事長は登記事項であり、公表が予定されている情報であるが、理事名は登記事項でもなく公開は予定されていない。

したがって、理事長名は、条例第7条第1号アにより、「公にすることが予定されている情報」として開示すべきであるが、理事名については、特定の個人を識別することができるものとして条例第7条第1号本文に該当し、同号のただし書のア、イ、ウのいずれにも該当せず、不開示とすることが妥当である。

上記以外の部分は、条例第7条の不開示事由のいずれにも該当せず、開示することが妥当である。

○「オ 協議事項」について

本来、協議事項名は、法人の議事内容のテーマであり、公開することにより、法人の事業活動の動向が推測される場合があり、法人の正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とされるべきものである。

しかし、本件の場合、社会福祉法第56条第1項の規定に基づく業務及び財産の状況の検査の結果並びに同条第2項の規定に基づき改善命令し、必要な措置を講じた結果を理事会議事録を添えて報告するよう命じた旨、実施機関が、報道機関に公表しており、当該理事会で何が協議

されたかは周知のこととなっているため、公にしても法人の正当な利益を害しないので開示することが妥当である。

○「カ 議事」について

理事会は公開の議論の場ではなく、経営全般にわたる内部情報がやりとりされる当該法人の内部活動の場であり、その議事内容が公開されれば、当該法人の事業活動の動向が公となるので当該法人の事業活動が損なわれる。また、公表されることになれば、今後、理事の率直な意見交換が阻害され、法人の内部的な意思決定や運営が損なわれる。以上によって、法人の議事内容は、公にすることにより法人の正当な利益を害するおそれがあるため条例第7条第2号アに該当する。

さらに、実施機関が取得した議事内容が公表されれば、今後、議事内容の記載が簡略化されるなど、実施機関が法人運営の実態の正確に把握することが困難となり、その監査業務に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号アにも該当する。

こうしたことから、議事内容について不開示とすることが妥当である。

○「キ 議事録を作成した旨の文言、日付、議長、議事録署名人の署名押印」について

議長あるいは議事録署名人の自署については、特定の個人を識別することができるものとして条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のア、イ、ウのいずれにも該当せず、不開示とすることが妥当である。

また議長及び議事録署名人の個人印若しくは理事長印が押印されているが、まず個人印は、個人を識別することができるものとして条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のア、イ、ウのいずれにも該当せず、不開示とすることが妥当であり、次に理事長印は、(3)アで述べたように当該社会福祉法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号アに該当し不開示とすることが妥当である。

上記以外の部分は、条例第7条の不開示事由のいずれにも該当せず、開示することが妥当である。

○「ク 会議録が原本と相違ないことを証する文言、年月日、当該法人の所在地、名称、理事長の氏名、理事長印の印影」について

理事長印の印影は、前記キと同様の理由により条例第7条第2号アに該当し、不開示とすることが妥当であるが、それ以外は条例第7条各

号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

○「ケ 議事録各ページの理事長印、理事個人印の割印印影、理事長訂正印印影」について

理事長印及び理事個人印いずれも、上記キと同様の理由により不開示とすることが妥当であるが、それ以外は条例第7条各号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(4) その他について

異議申立人は、理事会（12/25, 12/29 開催分）において、異議申立人について、不当な評価がなされていると推測しており、したがって当該理事会の議事録が条例第7条第1号イ及び第2号のただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する」として、その公開を求めている。

しかし、本件の場合、条例第7条第1号及び第2号の不開示情報に該当することによって保護される個人に関する情報及び法人に関する情報を犠牲にしてまで、あえて人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公に必要性は特に認められない。

以上のことから、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 19 年 5 月 15 日	実施機関から諮問書を受理
平成 19 年 5 月 23 日	実施機関から理由説明書を受理
平成 19 年 7 月 24 日	参加人から意見書を受理
平成 19 年 8 月 28 日	審査会（審査）
平成 19 年 9 月 26 日	審査会（審査）
平成 19 年 10 月 24 日	審査会（審査）
平成 19 年 11 月 27 日	審査会（審査）
平成 20 年 1 月 18 日	答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
生 野 正 剛	長崎大学環境科学部教授	会 長
井 手 園 子	司法書士	
梅 本 國 和	弁護士	会長職務代 理者
才 木 邦 夫	長崎新聞社情報メディア本部長兼論説委員	
高 橋 チ ヨ ノ	長崎県新生活運動協議会事務局長	